

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

聖籠町長 西 脇 道 夫

市町村名 (市町村コード)	聖籠町 (15307)
地域名 (地域内農業集落名)	聖籠町 (丸瀧) (上大谷内・丸瀧)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稲中心の農家が多く、コメの需要低迷や米価の下落などがあり、水稲だけでは経営が難しくなっているが、圃場条件的に園芸作物や大豆等の転換作物の導入はハードルが高い。
・水稲栽培を効率的に行うには大規模化、機械化が必要だが、設備投資には多額の費用が掛かり、それが経営を圧迫することになってしまう。
・基盤整備が終わり、ある程度ほ場の大区画化も行われている。それらの集落内法人への集積も進んでいるが、新規に就農を目指す人には向いていない。新規就農者の受け入れに対応できるような小規模な農地も残していく必要がある。
・個人で農業を続けたいと考えている人も地区内にはいる。小規模農地で儲ける農業が実現できる手法が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農作業の効率化を図るためにドローンやAI等を用いたスマート農業の活用を検討・推進する。
・主食用米中心の作付から、加工用米等の非主食用米への転換を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びそれに隣接する担い手が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地区内の担い手や新規就農者や就農希望者を中心に農地の集積・集約を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地区内の水田については、基盤整備事業の採択要件に伴い、ほぼ全て機構へ貸し付けている。その他の農地についても、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・本地区の基盤整備については、既に実施済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者が参入しやすいよう、法人等への大規模な農地の集積・集約のみでなく、小規模な営農も維持できるよう助成制度の積極的な活用を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、委託の可能な農作業については、サービス事業者への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				